



download [2]

145-参-総務委員会-3号 平成11年03月11日

平成十一年三月十一日（木曜日）
午前十時開会

委員の異動

三月九日	辞任	阿曾田 清君	補欠選任	月原 茂皓君
三月十日	辞任	福島 瑞穂君 椎名 素夫君	補欠選任	山本 正和君 堂本 曜子君
三月十一日	辞任	山本 正和君	補欠選任	福島 瑞穂君

出席者は左のとおり。

委員長 竹村 泰子君

委員 理事 海老原 義彦君
佐藤 泰三君
江田 五月君
月原 茂皓君
堂本 曜子君委員 青木 幹雄君
石井 道子君
岡 利定君
鴻池 祥次夫君
森田 次平君
足立 良平君
千葉 景子君
松田 岩夫君
浜田 敏子君
四津 勝之君
日笠 幸代君
阿部 春子君
吉川 瑞穂君

衆議院議員

修正案提出者 植竹 繁雄君
修正案提出者 佐々木秀典君
修正案提出者 瀬古由起子君

国務大臣

国務大臣 (総務庁長官) 太田 誠一君

政府委員

内閣参事官 尾見 博武君
兼内閣總理大臣 野田 健君
官房会計課長 瀧上 信光君
警察庁長官官房長
總務庁行政管理局長 守屋 武昌君
防衛庁長官官房長 細川 清君
法務省民事局長 松尾 邦弘君
法務省刑事局長 浦部 和好君
外務大臣官房長 鳴津 昭君
自治大臣官房長

事務局側

事務総長 堀川 久士君
常任委員会専門員 志村 昌俊君

本日の会議に付した案件

- 理事補欠選任の件
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案
(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

145-参-総務委員会-3号 平成11年03月11日

○福島瑞穂君 五条の行政文書の開示義務についてお聞きいたします。

五条は不開示情報のことを規定しております。その三号と四号についてお聞きしたいと思います。ほかの号はいずれも、「おそれがあるもの」という規定になっておりますが、この三号、四号は、いわゆる外交、防衛、捜査の号ですが、三号、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることがあります」、二段の要件になっております。四号も同じように、「おそれ」プラス「行政機関の長が認めることがあります」につき相当の理由がある情報」と、二段の要件になっております。

なぜ外交、防衛については、行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報というふうな要件が付加されたのでしょうか。太田長官、お願いします。

○國務大臣（太田誠一君） 立案過程のことございますので、行政管理局長に答えさせたいと思います。

○政府委員（瀧上信光君） この情報公開法案の第五条の三号、四号についての規定ぶりでございますが、この三号、四号は、我が国の安全、他国等との信頼関係を確保すること、そして治安の維持といったような国民全体の基本的な利益を擁護するための情報について、これらの利益を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報と規定をいたしているところでございます。

このように、行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報というふうにいたしましたのは、この外交、防衛、治安関係の情報につきましては、外国の場合でも同様でございますが、高度に政策的な判断、それから専門的な判断といった観点から、行政機関のこの問題についての第一次的な判断というものを尊重しようということで、合理的な理由をその開示、不開示の判断に当たって示すということをいたしたものでございます。

○福島瑞穂君 今政策性と専門性とおっしゃいましたが、いずれも他の号で必要なものだと考えます。

例えば、二号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む」云々とあります。こういうことについては、専門性、政策性は極めて必要で、だからこそ多数の情報をきちっと開示して、いろんな人の意見を聞くということが要求されていると考えます。

ですから、政策性、専門性は根拠にならないと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員（瀧上信光君） この三号、四号につきましては、国の存立に関するような情報等、外交関係、防衛関係、治安関係ということで、それ以外のただいま御指摘の号の不開示情報と違う取り扱い、つまり高度に政策的な判断それから専門的な判断、そういうことを必要とする情報であるということでこのような規定ぶりにしているものでございます。

○福島瑞穂君 専門性ということではほかとは変わらないということで、ちょっと答えになつてないと思いますが、いかがですか。

○政府委員（瀧上信光君） 外交問題、防衛問題、それから治安問題、こういったものについては高度に政策判断あるいは専門技術的判断を要するということでございまして、諸外国におきましてもこういった情報につきましては、それ以外の不開示情報と異なりまして、行政機関の第一次的判断、行政機関の責任で対応すべき不開示情報の類型というような規定ぶりをしているものでございます。

○福島瑞穂君 行政機関の長が認めることにつきというふうに主觀的な要件になっているんですが、この点についてはいかがですか。

○政府委員（瀧上信光君） ただいまの政策判断あるいは専門技術的な判断を有する事柄でありますて、その第一次判断を行政機関の長に行わせることが妥当であるというふうに考えた結果の規定ぶりでございます。

○福島瑞穂君 この三号、四号が、第一次判断権者を行政機関の長というふうにしているわけですが、これは裁判所に提起された場合にほかの要件と異なる点はありますか。

○政府委員（瀧上信光君） 第一次的判断を行政機関の長に行わせるといった場合に、行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報ということで、行政機関の第一次的な判断を尊重しまして、その判断が合理性を有する判断として許容されるかどうかといったことを審理、判断するということになります。

○福島瑞穂君 国家公務員法などによって保護されている秘密の扱いについては、最高裁の判例はいわゆる実質秘説という立場をとっています。実質的に保護すべき内容を備えているかどうか、そのことを裁判所が独自の立場から判断するという立場を既に判例として固めております。

そういう判例の確立された法理からして、この要件があるからといって、立証責任を実質的に原告に負わせるとか裁判所の審査権を制約するということにはならないのですね。

○政府委員（瀧上信光君） ただいま申し上げましたように、この規定は外交、防衛、それから治安等の極めて高度の政策判断、専門技術的判断を要する事柄であるということで、裁判所は行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を有する判断として許容される限界内であるかどうかということを審理、判断するということでありますて、行政機関の判断を尊重する規定というふうにいたしているところでございます。

○福島瑞穂君 外交、防衛などは重要な国民の命にかかる問題、安全にかかる問題ですから、こういうことこそむしろ情報を開示して国民の審判を仰ぐべきではないでしょうか。

つまり、国民が適正な判断をこれに基づいてできる、それによってこそ外交、防衛に対する信頼感が回復できる、信頼を確立できるというふうに思います。

一条は、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」、アカウンタビリティーを持つということを規定しております。外交、防衛のみ、なぜ裁判所は行政の長の判断を尊重するのか理解できませんが、いかがでしょうか。

○政府委員（瀧上信光君） 外交、防衛情報につきましては、その取り扱いが我が国の安全、存立等に重大な影響を及ぼすことがある、他国との信頼関係ということで国際上の利益を確保するといったようなことも重要であるということで、こういった情報につきましては行政機関の第一次的判断ということ、政策的判断を尊重するという立法の

download[1]

趣旨にいたしているものでございます。

こういったものにつきましては、諸外国の情報公開法におきましても、例えばアメリカでは、大統領命令による秘密指定が正当になされたものであればこれを不開示とする。あるいは、オーストラリア、ニュージーランドでも、不開示文書である旨の主務大臣の判断が最終的なものとされるということで行政機関の長の判断が尊重されるというような仕組みとなっております。

○福島瑞穂君 尊重されるとおっしゃいましたけれども、これでいささかも原告の立証責任が加担されるとかそういうことではないわけですね。

○政府委員（瀧上信光君） 情報公開の訴訟におきましての立証責任の問題につきましては、この問題については裁判所は行政機関の第一次的な判断が合理性を有するかどうかといったことについて判断をするわけでございます。そういう点につきましての立証というものは行政機関の方で立証し、そして、合理的な理由を有する限度であればそういうものにつきましては行政機関の判断が尊重されるというような仕組みになっておるわけでございます。